

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日京都市条例第 7 号）（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

(1) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）を控除した金額につき、その5分の3に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の3に相当する金額（当該金額が58,500円を超える場合には、58,500円）を限度とします。）を、所得割の額から控除することとします。（附則第5条の3関係）

(2) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加することとします。

（附則第19条の2の2関係）

(3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加することとします。

（附則第19条の4関係）

2 その他

その他必要な規定の整備を行います。

上記 1 (1)及び(2)の改正は平成 2 2 年 1 月 1 日から, 上記 1 (3)の改正は平成 2 3 年 1 月 1 日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第7号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「給与（以下」の右に「この節において」を加える。

第81条の2の見出し中「納税証明書」を「納税等証明書」に改め、同条中「の規定による」を「に規定する」に、「本条」を「この条」に、「いう。）もしくは」を「いう。）若しくは」に、「または」を「又は」に、「場合においては、当該検査対象軽自動車もしくは」を「場合は、当該検査対象軽自動車又は」に、「よって」を「より」に改める。

附則第5条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第3項中「（納税通知書が送達された後に当該申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに当該申告書が提出されなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第5条の3 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき金額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の2第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第28条の4第1項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から第28条第1項第1号に規定する給与の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第27条の6第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「及び第1項から第3項まで」とあるのは「、第1項から第3項まで及び附則第5条の3第1項」と、同条第6項中「並びに第1項から第3項まで及び前項」とあるのは「、第1項から第3項まで及び前項並びに附則第5条の3第1項」とする。

附則第13条中「から第10条まで」を「、第10条」に、「同条」を「同条第1項」に改める。

附則第16条中「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第17条の5の2第3項第2号中「附則第4条の4及び第5条の2」を「附則第4条の4、第5条の2及び第5条の3」に、「第27条の6第2項」を「同条第2項」に、「及び第5条の2第1項」を「、第5条の2第1項及び第5条の3第1項」に改め、「並びに附則第17条の5の2第1項の規定による市民税の所得割の額」

と」の右に「，第27条の6第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とを加える。

附則第17条の6第3項後段中「「附則第17条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と」の右に「，「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と」を加える。

附則第18条第2項後段中「「附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と」の右に「，「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「附則第18条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と」を加える。

附則第18条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第19条第2項後段中「「附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と」の右に「，「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「附則第19条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と」を加える。

附則第19条の2第1項中「株式等の譲渡をした」を「株式等に係る譲渡所得等を有する」に、「同項前段に規定する株式等」を「当該株式等」に改め、同条第2項後段中「「附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と」の右に「，「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「附則第19条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

附則第19条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、

同条第1項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「いう。）」の右に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の右に「又は特定保有株式」を加える。

附則第19条の3第2項及び第5項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第19条の4第1項中「事業所得又は」を「事業所得，譲渡所得又は」に、「当該事業所得」を「当該事業所得，譲渡所得」に改め，同条第2項後段中「「附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と」の右に「，「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「附則第19条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，平成22年1月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条及び第81条の2の改正規定，附則第13条及び第16条の改正規定並びに附則第3条の規定 この条例の公布の日

(2) 附則第5条の2及び第18条の2の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(3) 附則第19条の4第1項の改正規定 平成23年1月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例附則第5条の2第3項の規定は，平成22年度分の個人の市民税から適用し，平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については，なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(行財政局税務部税制課)